

## 第1章 総則

## 第2章 レコード実演の利用

### 第3条 放送用録音等

1. 日本放送協会の放送用録音等
2. 地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）の放送用録音等
3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等
4. 放送大学学園の放送用録音等
5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等
6. その他

### 第4条 放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化

1. 放送と同時のストリーム送信を目的とする利用
  - (1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）
  - (2) コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）
  - (3) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (4) 衛星放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組
  - (7) その他の番組
2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用
  - (1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (2) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会または他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (3) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）
  - (4) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）
  - (5) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組
  - (6) その他の番組
3. 放送等と同時の事業者向けストリーム送信を目的とする利用

## 第3章 放送実演の利用

## 第4章 その他